

平成22年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

平成22年4月28日(水) 13:30~15:30

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

- | | |
|------|--|
| 進 行 | ○ 開会 |
| あいさつ | ○ 小林教育長 |
| 進 行 | ○ 委員紹介及び関係職員の紹介 |
| | ○ 規程により委員長1名、副委員長1名を置くことになっている。委員の互選により暫時の間どなたかに仮議長になっていただき、進めていただきたい。 |
| | どなたにお願いしたらよろしいか。 |
| | <事務局一任の声> |
| 事務局 | ○ 久能委員にお願いしたい。よろしいか。
(委員賛同) |
| 進 行 | ○ それでは久能委員に仮議長をお願いする。 |
| 仮議長 | ○ 委員長、副委員長をどなたか推薦願いたい。 |
| ○○委員 | ○ 委員長に東北大学大学院小泉祥一教授を、副委員長には宮城教育大学池山剛教授を推薦する。 |
| 仮議長 | ○ よろしいか。(委員賛同) |
| | (委員長、副委員長が決定したので審議事項について教育長から諮問する) |

審議事項(1)「本審議会の公開について」

- | | |
|-----|---|
| 委員長 | ○ 事務局より趣旨を説明願いたい。 |
| 事務局 | ○ 宮城県情報公開条例により、審議会は原則公開と定められている。第1回審議会は非公開の要件がなく公開。第2回審議会は具体的に各出版社ごとの教科用図書の特徴等についての審議があり、採択の公正を確保するため、その部分の審議については非公開が適当と考えている。まとめると第1回は公開、第2回は一部非公開が適当かと考えている。よろしく、審議願いたい。 |
| 委員長 | ○ ただ今の説明を踏まえ、第1回審議会は公開、第2回審議会は一部非公開としたいがいかがか。(委員賛同) |

審議事項(2)「諮問事項について」

諮問事項1「市町村立、国立及び私立の小学校において、平成23年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項」

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 委員長 | ○ 諮問事項について事務局から説明願いたい。 |
| 事務局 | ○ (諮問事項の説明に先立ち、教科用図書の採択について説明) |

教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により（教科用図書無償措置法）、採択に当たっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、8つの地区に分かれている。

県立の特別支援学校の教科用図書の採択については、県教育長が行うことになっている。

事務局

○（教科用図書選定審議会の役割と設置について説明）

教科用図書選定審議会の任務については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条に定められており、「県教育委員会は、教科用図書の研究に関し、計画・実施して、市町村教育委員会等、その採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。

また、設置については、同11条において、「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない。」とされており、当審議会設置根拠及び諮問機関としての役割が示されている。

この法律に基づき、県教育委員会では、教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、審議会規程を定めている。

事務局

○（平成22年度宮城県教科用図書採択事務日程についての説明）

第1回の審議会では、県教育委員会から審議会に対し、「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」諮問し、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、5月10日から14日まで教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査を行う。専門委員は教科指導あるいは専門的知識を有する教員等で構成されている。

第2回の審議会では（5月26日を予定）、専門委員から出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に、委員長から県教育委員会に答申を出していただくことになる。

その後、県教育委員会として、審議会の答申を基に教科用図書の採択基準や選定資料を作成し、市町村教育委員会及び採択地区協議会に通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月上旬にかけて、採択地区協議会を開き、調査研究を行い、7月下旬には、教科用図書の採択を決定することになる。

また、発行所から出品された教科用図書を一般に公開するとともに、

採択関係者による調査研究のために、6月18日から14日間、県内16か所で教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校については、別日程になっている。6月から7月にかけて特別支援学校ごとに調査研究を行い、8月の採択検討会議を経て教育長に報告され、教育長が採択を決定することになる。

事務局

- （本審議会で審議いただく内容について説明）
一つは、「平成23年度使用、小学校教科用図書の採択基準及び選定資料等」についてである。
二つ目は、「平成23年度使用、特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択基準及び選定資料等」についてである。
そのうち、本日は、採択基準について審議いただく。

事務局

- （平成23年度使用の小学校教科用図書の採択基準及び選定資料等についての説明）
教科用図書の採択基準とは、選定資料を作成するための観点を示すもので、採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査にあたる。
小学校の教科書採択は、法律により4年ごとに行われているが、平成20年3月に学習指導要領が改訂されたために、平成21年に教科書検定が行われ、新しい教科書ができ、今年度その採択の年に当たっている。
参考資料は、平成21年度使用教科用図書（小学校）採択基準である。平成20年に開催された審議会で審議され、答申をいただいたものである。採択基準は、内容に関する事、組織と配列に関する事、学習と指導に関する事、表現と体裁等に関する事の四つの観点から示してある。
それらの観点に従って、平成23年度使用の採択基準についての審議をお願いしたい。

委員長

- ただ今の説明について、質問はないか。
<なし>

委員長

- 項目一 内容に関する事について、要望、意見、質問はないか。
<なし>

委員長

- 項目二 組織と配列に関する事について、要望、意見、質問はないか。
<なし>

委員長

- 項目三 学習と指導に関する事について、要望、意見、質問はないか。

- <なし>
- 委員長 ○ 項目四 表現と体裁等に関することについて、要望、意見、質問はないか。
- 委員長 ○ 事務局で、確認しておきたいところがあれば、説明願いたい。
- 事務局 ○ 今回、学習指導要領が改訂されたわけであるが、改訂のポイントとして、「基礎的基本的な知識、技能の習得」あるいは「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学習意欲の向上」などが挙げられている。
- 一つ目の「基礎的基本的な知識、技能の習得」については、1内容に関することの（1）教科の目標達成のために内容が工夫されているか。2組織と配列に関することの（1）学習の効果があがるよう配慮されているか。あるいは、（3）基礎的・基本的な内容の確実な定着のための配慮がなされているか、が対応すると考えている。
- 二つ目「思考力、判断力、表現力等の育成」に関しては、知識・技能を活用する学習活動の充実が言われているが、1内容に関することの（4）学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。2組織と配列に関することの（1）学習の効果があがるよう配慮されているか。（3）発展的な学習を進めるための配慮がなされているか。3学習と指導に関することの（1）発展的な学習を進めることができるよう教材等の配慮がなされているか。の部分に対応してできるものと考えている。
- 三つ目の「学習意欲の向上」については、1内容に関することの（3）学習意欲を高めるように工夫されているか。3学習と指導に関することの（2）学習の動機付けや自主的な学習が進められるよう配慮されているか。等のところが対応すると事務局では考えている。
- 委員長 ○ 新しい学習指導要領との関連も述べられているということであるが、何かお気付きの点等はないか。
- 〇〇委員 ○ 項目一内容に関することの（5）内容や資料に偏りがなくということを具体的に説明していただきたい。
- 事務局 ○ 資料については、特定の出典・出所に偏っていないかをみるということである。内容については、学習指導要領に示されている内容が何度も重複して掲載されていないかをみるということである。つまり、幅広く内容や資料が掲載され、子どもたちの学習の効果があがるためのものが示されているかどうかというふうにおさえている。
- 委員長 ○ よろしいか。
- 〇〇委員 ○ はい。

- 委員長 ○ 外に、質問はないか。
- 委員長 ○ このことについて、提案のとおりでよろしいか。
(委員賛同)
- 委員長 ○ 小学校の平成23年度使用教科用図書採択基準及び選定資料については、平成21年度使用教科用図書採択基準及び選定資料を活用することとする。

諮問事項(2)「特別支援学校及び特別支援学級において、平成23年度に使用する教科用図書(学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書)の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について」

- 委員長 ○ 事務局から説明願いたい。
- 事務局 ○ (学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び昨年度採択基準の四つの観点についての説明)
- 県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、平成23年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について審議いただきたい。
- ここで言う、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則の「教科用図書使用の特例」附則第9条で規定されている教科用図書のことで、小・中学校で使われている教科書以外の教科用図書、例えば、絵本や図鑑などがこれに当たる。これらの本は、本屋さんにも通常売られている本で、一般図書と呼んだりしている。
- なお、小・中学校の教科用図書は、先ほどの説明にもあったように、通常4年に一度の採択だが、絵本や図鑑などの一般図書と呼ばれる教科用図書は、毎年度採択されることから、毎年度採択基準が審議される。
- また、教科用図書の採択基準とは、教科書の採択に当たっての観点を示すものであり、この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。
- 平成22年度の採択基準で平成21年度と変わった点はなかった。
- 採択基準は、四つの項目で構成されている。
- 一つ目は、内容に関することである。これは、学習指導要領に示された内容や特別支援学校や特別支援学級の教育課程の内容を適切に取り上げているかについてのものである。
- 二つ目は、組織と配列に関することである。組織とは教材の分量が学年や発達段階に即して適当であるか、あるいは、学習内容が他の教科や内容と関連をもち、学習しやすくなっているかであり、配列とは教材が

学習の順序に即しているかについてのことである。

三つ目は、学習と指導に関することについてである。これは、発展的に学習を進められるような教材が取り入れられているか、児童生徒が学習に興味や関心をもちながら活動できるように工夫されているかについてのものである。

四つ目は、表現と体裁等についてである。これは、表記・表現が学年に応じて適切なものになっているかや、視覚的にも見やすく、また分かりやすい表現になっているかについてのものである。

これらの資料を参考にいただき、平成23年度使用の採択基準についてのご審議をお願いしたい。

- 委員長 ○ 審議の参考のために、平成22年度の採択基準を準備していただいている。四つの観点について、確認いただきたい。
- 委員長 ○ 項目一の「内容に関すること」についていかがか。
- 〇〇委員 ○ (2)の社会的自立を促す配慮がなされているかとは、具体的にどのような配慮をいうのか。
- 〇〇委員 ○ (3)児童生徒の特性というのを具体的にお話いただきたい。また、小学校の採択基準には、(2)県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿ってとあるが、こちらにはない。あることを前提にしているのか、そもそもないのか。
- 事務局 ○ (2)の社会的自立を促す配慮とは、大人になって、地域で社会生活を営んでいくために必要な内容が含まれているかどうかということ。「社会的自立」には、職業的自立(民間一般企業や公務員としての就職するときに必要な知識が付いているか)や「福祉的就労」などがあるが、そのような社会に出たとき、しっかり働くことができる力が付いているかどうかという内容について配慮されているかどうかということ。
- 事務局 ○ 障害の特性とは、例えば、視覚障害のお子さんであれば、視力、視野、色覚などの視機能の障害が挙げられる。その特性に応じるためには、触覚教材や拡大教材等の活用を図るとか具体的な事物・事象や動作と言葉を結びつけられ、的確な概念形成が図られるようになっているかなどが配慮事項になる。
- 次に、「特性等」の「等」については、平成元年の学習指導要領で、「能力・適正・興味・関心」を含め、「特性等」とするとあり、「等」には「能力・適正・興味・関心」が含まれるものと考えている。
- 最後に、県の「学校教育の方針と重点」がないのだがということであるが、当然含まれるものにとらえている。

- 委員長 ○ 外に質問，意見はないか。
＜特になし＞
- 委員長 ○ この内容でよろしいか。
(委員賛同)
- 委員長 ○ 項目二の「組織と配列に関すること」についていかがか。
＜特になし＞
- 委員長 ○ この内容でよろしいか。
(委員賛同)
- 委員長 ○ 項目三の「学習と指導に関すること」についていかがか。
＜特になし＞
- 委員長 ○ この内容でよろしいか。
(委員賛同)
- 委員長 ○ 項目四の「表現と体裁等に関すること」についてはいかがか。
＜特になし＞
- 委員長 ○ この内容でよろしいか。
(委員賛同)
- 委員長 ○ これで，審議の（２）を終了する。
審議規程，第４条で専門委員に，委員長の命により専門事項の調査に従事するとあるので，専門委員に伝えていただきたい。

審議事項（３）「その他」

- 委員長 ○ その他，何かあるか。
- 事務局 ○ 次の第２回審議会の日程についてお諮りいただきたい。
事務局としては，採択日程との関係で５月２６日（水）午後１時３０分から３時３０分まで，この会場での開催を考えている。
- 委員長 ○ よろしいか。
(委員賛同)
- 以上で，第１回審議会を終わる。